

自己評価書

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

平成18年6月

東北大学

目 次

対象法科大学院の現況及び特徴	1
目的	2
章ごとの自己評価	
第1章 教育目的	3
第2章 教育内容	8
第3章 教育方法	19
第4章 成績評価及び修了認定	33
第5章 教育内容等の改善措置	48
第6章 入学者選抜等	55
第7章 学生の支援体制	67
第8章 教員組織	77
第9章 管理運営等	96
第10章 施設，設備及び図書館等	114

対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院(研究科・専攻)名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

(2) 所在地

宮城県仙台市青葉区片平

(3) 学生数及び教員数(平成18年5月1日現在)

学生数: 238人

教員数: 27人(うち実務家教員7人)

2 特徴

東北大学大学院法学研究科は、平成12年4月、いわゆる大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な4つの専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の新たな3つの専攻へと全面的に再編した。これまでに多数の法曹を輩出してきた学部・大学院における教育を見直し、法曹をはじめとする広い意味での法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核として提示した、法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的6年制構想」は、法科大学院の創設をも含む司法制度改革の動きの中で、平成16年4月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

東北大学法科大学院の特徴として、次の諸点を挙げることができる。

理論的基礎の確実な修得。

東北大学法科大学院は、「優れた法曹」を養成するため、その教育において、理論的基礎を確実に修得させることを重視する。

各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員が担当する科目においては、判例や、判例の事案を加工し作成した事例を素材として、実務運用の理論的基盤を明らかにするとともに、その社会的・経済的背景にまでも遡り、多角的な分析と検討を加える。

理論的基礎の修得は、実務関連科目においても、その内容の編成に当たって明確に意識され、2年ないし3年にわたる法科大学院における教育を通じて、理論的基礎に裏打ちされた思考能力の錬成が図られる。

紛争解決の実態に即応した総合的・横断的な科目編成。

現実の社会では、法的紛争は、民法の問題、商法の問題、民事訴訟法の問題として、各別に生起するわけではないから、その解決には複数の法領域における議論を有機的に関連づけ、解決を図る必要がある。将来、実務法曹としてそのような紛争に対処する学生の能力を育むためには、第1年次に配当されている公法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を通じて、個々の法律の基本的な体系的な理解を深めていくとともに、総合的な問題解決能力を高めることが重要である。

そこで、東北大学法科大学院では、第2年次に、分野横断的な内容を取り扱う「実務民法」、「実務刑法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。

これら3科目は合計28単位という量的側面からみて全カリキュラムの中心に位置するととどまらず、民法・刑法・公法という大きな枠組のなかで、判例の考え方を実務及び理論双方の観点から総合的に分析するために、複数の教員(研究者及び実務家)が共同して担当するという点で、質的側面からみても全カリキュラムの中心というにふさわしいものである。

法学教育における実務と理論の架橋。

東北大学法科大学院は、実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として擁している。

そして、「実務民法」、「実務刑法」など、研究者教員と実務家教員が共同して担当する科目においては、授業の前後に、綿密な打ち合わせを行って授業内容に関する検討・調整を行い、その結果を踏まえて、授業が行われる。また、教壇に立つ同僚教員や学生の質問に対応するため、別の教員も授業に出席し、適時の疑問の解消に寄与している。異なる職業的背景を有する教員同士が、よりよい教育を目指して、日常的に意見を交換し、議論を行うことは、従来、理論と実務の断絶・乖離が指摘されていた分野における、相互理解を深める契機であるとともに、随所行われる授業に関する打ち合わせは、授業内容の改善に向けられたファカルティ・ディヴェロプメントの日常的な実践といえる。

実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実。

東北大学法科大学院において開講される科目は、教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関するものも充実している。

これらの科目を履修することを通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることができる。

目的

東北大学法科大学院の目的は、法曹養成制度の中核を成す法科大学院の創設を提言した『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の趣旨に沿い、「優れた法曹」を養成することにある。

東北大学法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者を「優れた法曹」だと考える。すなわち、現行法体系全体の構造を正確に理解していること、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、緻密で的確な論理展開ができること、他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していることである。

このような資質と能力を備えた者であれば、職種や仕事の内容にかかわらず、社会に貢献することができ、また、今後の社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化に適応することができると考えられる。

このような「優れた法曹」を養成するため、東北大学法科大学院では、その教育において、まず、理論的基礎をしっかりと身につけさせることを重視する。法曹にとって、法曹実務についての知識とともに、法理論についての確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、上記に述べたように、現行法体系全体の構造を正確に理解していることは不可欠である。理論的基礎の修得が不十分であれば、法曹実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての確にまた創造的に対処することは困難となろう。このような理論的基礎の教育は、各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、主として1年次科目と2年次の実務民事法・実務刑事法・実務公法において、特に重点的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。司法修習期間が短縮されることなどからも、実務法曹を養成するためには、法科大学院において、このような法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員（とりわけ実務家教員）の経験に触れることや、将来の法曹である同級生と討議することによって、法曹倫理等の新しい実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待できることとなる。

さらに、東北大学法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、東北大学法科大学院のひとつの特徴であり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づいて、社会のひとびとの要請に応える「優れた法曹」を養成し、社会に輩出することが、東北大学法科大学院の目的である。

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育目的

基準 1 - 1 - 1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院の教育の目的は、「優れた法曹」として活躍する人材を養成することにある。

本法科大学院が考える「優れた法曹」とは、現行法体系全体の構造を正確に理解していること、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、緻密で的確な論理展開ができること、他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、知的なエリートとしての誇りを持ちそれに伴う責務を自覚していること、これらの資質と能力を備えた者のことである。

「優れた法曹」を養成するという目的を実現するために、本法科大学院では、研究者教員と実務家教員とが互いの特性を生かし合いながら、体系的な法理論教育、及び法曹実務教育を実施している。すなわち、優れた研究成果をもち教育経験も豊富な本法科大学院の研究者教員を中心として、第1年次科目（公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）と第2年次の基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）においては基本的な法分野に関する理論教育を、第3年次を中心に開講されている基礎法・隣接科目及び展開・先端科目においては、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する教育を積極的に展開している。

また、第3年次を中心とした実務基礎科目では、法曹としての十分な経験を積んだ実務家教員により、実務法曹の養成にとって不可欠である、法曹実務に関する基礎的教育が実施されている（本法科大学院における専任の実務家教員は7人であり、このうち実務法曹は裁判官2人、検察官1人、弁護士3人の計6人である。）。なお、そこにおける教育方法の検討・教材の開発、また、理論と実務の架橋のため、研究者教員と実務家教員の共同討議等がなされる場として、法律及び政策に関する高度な実務教育方法の研究開発を行う附属教育研究施設である法政実務教育研究センターが活用されている。

上記の教育を支える制度的背景として、本法科大学院では、厳格な成績評価と、第1年次科目あるいは基幹科目のうち1科目でも単位修得ができないときは原級留置となるという厳しい進級制を採用している。

以上に鑑みれば、本法科大学院においては、「優れた法曹」として活躍するために必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていると認められる。

基準 1 - 1 - 2

各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準 1 - 1 - 1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

（基準 1 - 1 - 2 に係る状況）

本法科大学院の教育理念及び目標は，東北大学法科大学院概要（パンフレット），学生募集要項，本法科大学院ウェブサイトにおいて，受験生のみならず，社会に対して広く公表されている。また，それらの理念を効果的に実現するため，入学者に対して，学生便覧において個別の志望に応じた履修モデルを提示するとともに，年度当初における履修相談において，具体的な履修計画につきアドバイスを実施している。

さらに，本法科大学院の教育理念及び目標を踏まえた教育課程（カリキュラム）を編成し，効果的な教育を実施することができるよう努めている。すなわち，各年次にわたって理論教育から実務教育・先端教育に至るまでの層をなした教育システム（段階的教育システム）を導入している。

段階的教育システムにおいては，学生は，第1年次において理論的な法律の基礎を，第2年次においては実体法と手続法相互の有機的連関が意識され，また，理論と実務の架橋が図られた総合的な授業科目を履修し，最終年次である第3年次においては，法曹実務教育の基礎，及び，先端的・学術的・現代的・国際的な法理論科目を履修することとなっている。

AA から C に至る各授業科目の合格者のうち，とくに必修科目について，AA は僅少，A は若干名，B と C はほぼ同数あるいは C のほうがやや多い。これは，「成績評価の客観的基準」にしたがったことによる結果であると思われる。

こうして，本法科大学院は，平成 17 年度に，平成 16 年度法学既修者として入学した者（当初 54 人）のうち，45 人の修了生を送り出した。

以上に鑑みれば，本法科大学院の目的とする「優れた法曹」の養成にかなった教育が実施され，成果をあげていると認められる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

まず、挙げられるべきは、段階的教育システムである。そこでは、第1年次において、あらゆる法分野における基礎を構成する主要七法の基礎理論的講義が各授業科目ごとに行われた上で、第2年次において、実体法と手続法との有機的連携が図られた総合的授業科目が開講されている。しかも、第2年次の基幹科目は、研究者教員による理論的教育のみならず、実務家教員による実践的法解釈技法にも触れうる総合科目としての特性を有している。そして、それら1・2年次の理論的・実務的授業科目を履修した上で、第3年次においては「優れた法曹」として活躍するために必要となる学際的・先端的・発展的・高度に理論的な、また、現在の実務が直面している諸課題に関する発展的科目が多数開講されている。

次に、これらの授業科目を担当する実務家教員を多数抱えている点も特筆すべきである。本法科大学院は、仙台高等裁判所、仙台高等検察庁及び仙台弁護士会館が所在する仙台市青葉区片平に位置しており、専任教員としての実務法曹は裁判官2人、検察官1人、弁護士3人の計6人であるが、このほかにも平成18年度には派遣裁判官及び派遣検察官をはじめ、エクスターンシップなどにも多くの弁護士が教員として配置された。

さらに、このような優れた教育課程の有効性を担保するものとして、厳しい進級制が採用されていることも優れた点の一つである。本法科大学院では、2年をかけて年次進級ができない場合には除籍することになっており、学生たちは相当な緊張感をもって学修に臨んでいる。

最後に、オフィス・アワー制度を整え、学生の学修相談・進路相談にきめ細かく対応し、また、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置して学生の学習支援を積極的に行っている点も優れた点として指摘する。

(2) 改善を要する点

研究者教員と実務家教員との有機的な連携による効果的な教育をさらに充実させていくことが課題としてあげられる。研究者教員における優れた法曹像と実務家教員における優れた法曹像との間の異同の有無を確認し、双方が優れた法曹像について一定の理解を共有した上で、いかなる教育を、いかなる段階で、いかなる科目において、いかなる手法で行うべきであるのかについて、春季休業期間等においてインテンシブに討議し、次年度以降の教育方法に反映させるための制度的枠組みの必要性を検討する余地がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準 2 - 1 - 1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2 - 1 - 1 に係る状況)

まず、本法科大学院では、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、段階的教育システムを導入している。すなわち、第1年次及び第2年次においては、法曹にとっても最重要である法理論についての深い理解を修得させるため、第1年次科目(公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)及び基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)を必修科目として提供している。第1年次科目は分断的な科目編成であるが、第2年次に提供される基幹科目は、より実務に則した総合的な科目として提供され、理論教育と法曹教育とを架橋する役割を果たしている。主として第3年次において提供される実務基礎科目(第2年次には8単位を限度に履修が可能である。)は、こうして培われた法理論を実務に生かし、理論と架橋した法曹実務教育科目として、「実務的な理論教育」にかかわる知識・思考能力の育成を主眼としている。とくに法曹倫理については、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するため、弁護士倫理のみならず、裁判官倫理や検察官倫理など、法曹に必要とされる倫理を経験豊富な実務家教員が幅広く教育している。

また、第3年次を中心に提供される基礎法・隣接科目や展開・先端科目においては、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する学生の視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることを主眼とした理論的かつ実践的な教育が積極的に展開されている。

本法科大学院においては、上記に述べた段階的教育システムを採用することにより、そのようなジェネラリスト養成教育とは異なる、法曹養成に特化した高度に理論的であり、かつ、実践において適切に使用可能な法解釈論、法文書作成技法や法律文献検索技術に関わる体系的で合理的な教育課程が編成されている。このような本法科大学院の教育課程は、基礎理論的な部分においては、既存の学部における法学教育との連続性を有しながらも(なお、本法科大学院の第1年次科目は、東北大学法学部においては「基幹講義科目」として位置づけられており、本法科大学院の入学試験段階で既修者認定を受けようとする者が習得していることを期待されているものである。)それを超える法曹養成という観点によって特徴付けられる重層的な教育課程となっている。

基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法 , 行政法 , 民法 , 商法 , 民事訴訟法 , 刑法 , 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目 , その他の実定法に関する多様な分野の科目であって , 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では , 第 1 年次科目 , 基幹科目 , 実務基礎科目 , 基礎法・隣接科目 , 展開・先端科目という科目群にあたる授業科目を開講している。

これを基準 2 - 1 - 2 の各科目群に対応させると , 法律基本科目は第 1 年次科目及び基幹科目に , 法律実務基礎科目は実務基礎科目に , 基礎法学・隣接科目は基礎法・隣接科目に , 展開・先端科目は展開・先端科目にそれぞれ対応する。

法律基本科目については , 第 1 年次科目の公法 (憲法及び行政法) , 民法 , 刑法 , 商法 , 民事訴訟法 , 刑事訴訟法 , 及び , 基幹科目の実務民事法 , 実務刑事法 , 実務公法が開講されている。第 1 年次科目が分断的な科目編成であるのに対して , 基幹科目は , より実務に則した総合的な科目として , 将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を提供している。民法 , 商法及び民事訴訟法並びに実務を融合したものが実務民事法 , 刑法及び刑事訴訟法並びに実務を融合したものが実務刑事法 , 憲法及び行政法並びに実務を融合したものが実務公法である。

法律実務基礎科目については , 実務基礎科目である法曹倫理 , 民事・行政裁判演習 , 刑事裁判演習 , 民事要件事実基礎 , 刑事事実認定論 , リーガル・リサーチ , リーガル・クリニック , ローヤリング , エクスターンシップ , 及び , 模擬裁判が開講されている。これらは , 法律基本科目 (第 1 年次科目と基幹科目) で培われた法理論を実務に生かし , 理論と架橋した法曹実務教育として , 多数の実務家教員・実務家非常勤講師により担当されており , 法律実務に携わる者にとっての導入講義としてふさわしい教育内容となっている。

基礎法学・隣接科目については , 基礎法・隣接科目として日本法曹史演習 , 西洋法曹史 , 実務法理学 , 実務外国法 , 法と経済学が開講されている。法と哲学 , 法と歴史学 , 法と社会学 , 法と経済学 , 法と政治学といった , 様々な隣接学問領域との関係において法現象の持つ意義を教育し , 法に対する理解の視野を広げることに寄与することを目的とする。

展開・先端科目については , 展開・先端科目である現代家族法 , 現代契約法 , 現代不

法行為法，民法発展演習（民事法発展演習），消費者法，医事法，環境法（環境法），環境法，証券取引法，金融法，経済法理論，経済法実務，企業法務演習・，民事執行・保全法，倒産法，応用倒産法，国際民事訴訟法（国際民事訴訟法発展），実務労働法・，社会保障法，知的財産法・，国際知的財産法，企業課税論（租税法基礎），刑事実務演習・・，少年法・刑事政策，国際法発展，国際法発展演習，国際人権・刑事法，トランスナショナル情報法，国際私法（実務国際私法），国際取引関係法（実務国際私法），国際家族法（国際家族法演習），ジェンダーと法演習，憲法訴訟と憲法解釈論が開講されている（一部隔年開講）。それぞれ，社会の多様な新しい法的ニーズに応え，法学の高度化・複雑化・専門化に対応する広い視野と実務的専門性を涵養することを目的としている。また，一部科目については実務家との共同授業も行われており，基礎的な理解の修得だけでなく，実務との融合も積極的に図られている。

上記科目においては，内容的に法律基本科目におけるものが，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目，その他の科目として開講されていることはない。

基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じた適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、第1年次に法律基本科目にあたる授業科目で、基礎的な内容を有する公法(憲法及び行政法)、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を提供し、第2年次には、同じく法律基本科目にあたる授業科目で、総合的・融合的な内容を有する実務民事法、実務刑事法、実務公法が基幹科目として開講されている。そして、主として第3年次に提供される科目として(第2年次には8単位を限度として履修可能)、法律実務基礎科目たる実務基礎科目、基礎法学・隣接科目たる基礎法・隣接科目、及び、展開・先端科目たる展開・先端科目が開講されている。修了要件は「第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、並びに、展開・先端科目24単位以上を修得し、かつ、96単位以上を修得しなければならない。」(東北大学法学部履修案内第9条第1項)と定められており、学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていると同時に、学生による各科目の段階的履修に資するよう配当されている。

このうち、法律基本科目については、公法系科目が、公法(6単位)、実務公法(6単位)で、計12単位、民事法系科目が、民法(12単位)、商法(4単位)、民事訴訟法(2単位)、実務民事法(14単位)で、計32単位、刑事法系科目が、刑法(4単位)、刑事訴訟法(2単位)、実務刑事法(8単位)で、計14単位開講されている。

法律実務基礎科目については、まず、法曹としての責任感や倫理観を涵養するために法曹倫理(2単位必修)が開講されている。次に、要件事実及び事実認定を含む民事訴訟実務の基礎として民事・行政裁判演習(3単位必修・第3年次科目。このうち民事に関わる部分は2単位相当である。)が開講されている。第3に、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として刑事裁判演習(3単位必修・第3年次科目)が開講されている。なお、このほかに、選択必修として、民事要件事実の特化した民事要件事実基礎(2単位)、刑事事実認定に特化した刑事事実認定論(2単位)も開講されている。

法情報調査については、リーガル・リサーチ(2単位)が選択必修の実務基礎科目として、第1年次あるいは第2年次に開講されている。

法文書作成については、リーガル・クリニック(2単位)、ローヤリング(2単位)、エクスターンシップ(2単位)を担当する弁護士教員、及び、民事・行政裁判演習の民事弁護士教員の下で、当該授業の中で指導が行われている。

本法科大学院では、実務基礎科目の必修科目として法曹倫理(2単位必修)、民事・行政裁判演習(3単位必修・第3年次科目)、刑事裁判演習(3単位必修・第3年次科目)

が開講されている。修了要件としては、これに加えて、民事要件事実基礎，刑事事実認定論，リーガル・リサーチ，リーガル・クリニック，ローヤリング，エクスターンシップ，及び模擬裁判（いずれも2単位）という選択必修科目の中から2単位以上履修することが求められている。このように、実務基礎科目については、必修8単位，選択必修2単位以上の計10単位以上が修了要件として定められている。

公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目としては、民事・行政裁判演習（3単位必修・第3年次科目）のうち1単位相当が行政訴訟実務を学修するものとしてあてられている。

基礎法学・隣接科目については、日本法曹史演習，西洋法曹史，実務法理学，実務外国法，及び法と経済学（いずれも2単位・選択必修）が基礎法・隣接科目として開講され，修了要件は4単位以上選択必修と定められている。

展開・先端科目については、現代家族法，現代契約法，現代不法行為法，民法発展演習（民事法発展演習），環境法，経済法実務，企業法務演習，国際民事訴訟法（国際民事訴訟法発展），知的財産法，刑事実務演習，国際法発展演習，ジェンダーと法演習などが展開・先端科目として開講され，修了要件は24単位以上選択必修と定められている。

また，新司法試験選択科目（倒産法，租税法，経済法，知的財産法，労働法，環境法，国際関係法（公法系），国際関係法（私法系））に対応する科目を学生に示し，当該法分野に必要な基礎知識を修得させるため各科目4単位（租税法については企業課税論〔租税法基礎〕の2単位のみである。）の履修を可能とすると同時に，試験対策に陥らないように，3科目以上の選択科目を履修しないよう指導した。

基準 2 - 1 - 4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2 - 1 - 4 に係る状況）

本法科大学院では，平成 17(2005)年度の東北大学法科大学院授業日程（学年歴）に従って授業を行った。休講となった授業については補講を行った。

以上に鑑みれば，各授業科目における授業時間等の設定は，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であると認められる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

まず、教育内容が年次及び科目群において体系的な層構造となっていることを挙げる
ことができる(段階的教育システム)。そこでは、法学の基礎的素養を涵養するための科
目である第1年次科目、実体法と手続法の有機的な結合を行い、理論的問題把握と実務
的問題把握という複合的視点から講義が展開される基幹科目、それら中心となる七法に
関する理論的知識を基礎とし、現代社会が直面している様々な法問題に対して主体的に
取り組むことを可能にする基礎法・隣接科目、展開・先端科目という段階に応じた適切
な教育内容を提供している。

次に、本法科大学院が目標とする「優れた法曹」を養成するために、裁判官教員・検
察官教員・弁護士教員が共同で担当する法曹倫理をはじめ、民事・行政裁判演習及び刑
事裁判演習において民事訴訟実務・行政訴訟実務・刑事訴訟実務の基礎を提供してい
る点を挙げるができる。上記の段階的教育システムと、これら実務科目が有機的に結
合することにより、現代のわが国法曹界が直面している困難な諸問題に対し、リーダ
ーシップを発揮しうる優れた能力と識見を備えた人材を生み出すことが可能となっ
ている。

さらに、実務科目については、選択必修科目についても豊富なメニューを提供してい
ることも優れた点の一つである。模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック及び
エクスターンシップのほかにも、民事要件事実基礎、刑事裁判演習、リーガル・リサ
ーチが開講され、法情報調査や法文書作成という教育内容についても指導できる科目が開
講されている。とりわけ、エクスターンシップについては、その拡充が図られており(平
成16年度2クラス6名、平成17年度7クラス14名)、平成18年には東京の弁護士事務
所にも派遣することになっている。

また、展開・先端科目においては、法学の高度化・複雑化・専門化に対応する広い視
野と実務的専門性を涵養するために、基準の要求する12単位を10単位も越える24単位
以上を選択必修としている。また、新司法試験選択科目(倒産法、租税法、経済法、知
的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系))に対応する
科目を学生に示し、当該法分野に必要な基礎知識を修得させるため各科目4単位(租税
法については企業課税論〔租税法基礎〕の2単位のみである。)の履修を可能とすると同
時に、試験対策に陥らないように、3科目以上の選択科目を履修しないよう指導した。

(2) 改善を要する点

上記のように実務基礎科目については、豊富な科目を開講しているが、選択必修2単
位以上としているため、たとえば第1年次にリーガル・リサーチを修得した学生や第2
年次に民事要件事実基礎を修得した学生に、その他の実務基礎科目・選択科目を履修す
るインセンティブが働かないのではないかという懸念がある。平成17年度には、リーガ
ル・クリニックや模擬裁判の履修登録者数が予想より低い値となっている。そこで、す
でに平成17年度から最終年次(第3年次)の最大履修登録単位数を36単位から44単位
に引き上げるとともに、履修指導において、より多くの実務基礎科目を履修するよう
に指導するなどの配慮を行ったが、その効果等については、今後さらに検討する必要があ
る。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3 - 1 授業を行う学生数

基準 3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、徹底した少人数教育による法的思考能力・分析能力の育成を図るためには、教員と学生及び学生同士のディスカッションを中心とした授業態様が有効であると考え、それを可能にする人数規模として、授業科目のうち、講義においては1クラス50人を標準とし、演習においては1クラス10人から30人を標準として教育を行っている。

本法科大学院では、原級留置者(再履修生)は、単位を修得できなかった授業科目の授業を再履修しなければならない。第1年次生については、単位を修得した授業科目の聴講が可能であり、また、第2年次生については、最大履修登録単位数から再履修しなければならない授業科目の単位数を引いた単位数に至るまで、第2年次・第3年次科目を履修することができるが、それら再履修生を含めた各授業科目の履修人数も上記標準を維持できるよう運用が図られている。

他専攻等の学生の受講できる受講科目としては(なお、本法科大学院では、科目等履修生の制度はない。)、東北大学公共政策大学院との共通授業科目がある。この共通授業科目は、法科大学院と公共政策大学院との有機的な連携を図り、それぞれの学生が相互にこれらの科目を履修できるとすることによって、学生に対して、専門性の高い科目をより広く提供するために置かれたものであり、授業科目自体一定のものに限られていると同時に、履修人数についても上記標準を維持することが出来るよう配慮がなされている。

基準 3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、徹底した少人数教育による法的思考能力・分析能力の育成を図るため、講義においては1クラス50人を標準とし、演習においても1クラス10人から30人の規模を標準に、徹底的な双方向的少人数教育を行っている。そのうち、過去2年間の法律基本科目に該当する第1年次科目及び基幹科目の授業科目の履修登録者数は以下のとおりである。これを見ると、1クラス最大50人となっている。

3 - 2 授業の方法

基準 3 - 2 - 1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、以下のような教育方針の下にカリキュラム(教育課程)を編成している。法律学的な知識・思考能力の育成、段階的教育システム、実務を意識した理論教育、基礎的な法理論的知識を基礎にした実務関連科目や、展開・先端科目、基礎法・隣接科目の充実した教育、徹底した少人数教育による法的思考能力・分析能力の育成、法曹実務家教員との共同作業による、実務を意識した理論教育の実践、である。

このうち、法律学的な知識・思考能力の育成を目的とした、段階的教育システムの具体化である法律基本科目(第1年次科目及び基幹科目)では、それら各法分野について、法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識を確実に習得させるため、判例及び理論についての重点的な分析と検討が精力的に行われている。その結果得られた基礎的な法分野に関する知識をもとに、基礎法・隣接科目、展開・先端科目においては、発展的、周辺の法分野に関する上記水準及び範囲の法知識が得られるよう、理論的、実務的に高度な教育が行われている。

基幹科目(実務民事法、実務刑事法及び実務公法。計28単位・第2年次必修)においては、判例や確立された実務慣行の理論的分析に重点を置いた教育を行うことにより、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決するために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他の法曹として必要な能力を涵養し、新たな事例に的確に対応することが可能な人材を養成しうる教育が行われている。実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目においても同様の能力を涵養するために、基幹科目よりも少人数・双方向的な講義が行われている。

本法科大学院で開講されている、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目においては、上記のような専門的な法知識の確実な習得と、同じく上記のような、法曹として必要な種々の能力を育成するために、少人数による双方向・多方向の討論が徹底して行われている。また、多くの授業科目において、判例分析等を通じた事例研究が行われており、さらに、エクスターンシップにおいては現地調査も実施されている。これらの授業を履修するに際しては、予習・復習のために資料が配付され、また、授業の目的を効果的に達成するためにインターネットを用いたTKC教

育研究支援システムを導入し、予習・復習課題のみならず、学生からの質問に応じるなど、学生の自学自習を支援している。

法律実務基礎科目において指導されるべき法令遵守及び守秘義務について、本法科大学院では、平成17年度当初に法科大学院学生にこれに関する誓約書を提出させた。さらに、守秘義務については、東北大学法科大学院履修案内が平成18年度に向けて改正され、その第14条において明定されるに至った。

また、エクスターンシップ履修生については、別途誓約書を提出させるとともに、法令遵守及び守秘義務につき、エクスターンシップの事前指導における講義において注意した。

なお、リーガル・クリニックについては、相談者からの相談に対してクリニックを行った内容に誤りがあった場合などに関し、その損害賠償額が明らかに定まらないために、その危険を負担する保険会社もなかったことから、当面の間、法律相談は行わず、弁護士教員の作成した模擬法律相談を内容とすることとした結果、エクスターンシップのような措置はとらなかった。

エクスターンシップについては、法科大学院の弁護士教員と研究者教員がコーディネーターとなり、研修先の弁護士（実務指導者）と緊密な連絡をとりつつ適切に指導・監督し、事前指導、事後指導によって単位認定についても責任を負う体制となっている。

また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先からの報酬を一切与えられていない。なお、この点につき、東北大学法科大学院履修案内は、平成18年に向けて改正され、明文を置くことになった。

学生が事前事後の学習を効果的に行うため、最大履修登録単位数を第1年次32単位、第2年次36単位、第3年次44単位と定め、学生が十分な自習時間を確保することが出来るよう配慮した。

また、授業に関する資料については専門職大学院助手室を通じて配付し、予習事項についてはTKC教育研究支援システム等を通じて周知するように努めている。

さらに、キャンパス内に法政実務研修棟を置き、学生自習室スペースを提供し、教材、データベース等の施設・設備及び図書が備えられている法政実務図書室を設置した。また、前記TKC教育研究支援システムは、「法曹倫理」や「リーガル・リサーチ」といった実務基礎科目について、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を「オン・デマンド」型教材として提供している。

集中講義については、学生の予習・復習に関する時間を十分に確保するため、平成18年度に向けて、最低でも授業開始の1週間前に予習事項の案内をなすべきこと、及び、授業終了後、最低1週間後でなければ試験を行わないこととした。

3 - 3 履修科目登録単位数の上限

基準 3 - 3 - 1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。

(基準 3 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外の事前・事後の学習時間が十分に確保されるよう、第 1 年次は 32 単位、第 2 年次は 36 単位、第 3 年次(最終年次)は 44 単位を履修登録可能な単位の上限とした(最大履修登録単位数)。これは前期授業、夏季授業、後期授業期間におけるすべての授業科目に適用される。最終年次において最大履修登録単位数を 44 単位に増加させたのは、本法科大学院のカリキュラム(教育課程)の下では、第 1 年次科目、基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を最小限修得すれば修了要件の 96 単位に達するため、とくに実務基礎科目の選択必修科目を 2 単位超えて修得する必要が薄れているものと判断されたことから、より実務的な要素を有する実務基礎科目を修得するインセンティブを学生に与えるためである。

原級留置になった者については、第 1 年次生は配当授業科目数との関係上、履修登録単位数が最大履修登録単位数 32 単位(第 1 年次科目 30 単位 + リーガル・リサーチ 2 単位のみ)を超えることはありえない。第 2 年次生については、最大履修登録単位数 36 単位から基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)で単位修得できなかった授業科目の単位数を減じた単位数につき、第 2 年次・第 3 年次科目とされている授業科目の履修を認めている。なお、上記の履修登録可能単位数には、基準 4 - 2 - 1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目の単位数が含まれている。

本法科大学院では、3 年を超える標準修業年限は定めていない。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

第1に、1クラス50人を標準とした少人数教育の徹底を挙げることができる。とりわけ法律基本科目（第1年次科目及び基幹科目）においては、平成16年度及び17年度において、再履修者を含めても1クラス60人未満で推移している。

第2に、法曹として一般に必要なと考えられる水準・範囲の専門的法知識を教授し、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決するに必要な法的分析能力及び法的議論を展開する能力、その他法曹として必要とされる能力を教授するためにふさわしい教員を布陣し、理論と実務の架橋を基礎とした理論教育から実務教育への展開が図られていることを挙げることができる。

第3に、少人数による双方向・多方向の討論が活発に行われ、法的知識、思考能力、法曹として必要な能力を育成するという目的を実現しつつあることである。特に、TKC教育研究支援システム（インターネット環境）が積極的に活用され、オフィス・アワーを活用した個別の学生に対する教育支援が積極的に行われていることは特記に価する。

第4に、本法科大学院は、法令遵守及び守秘義務の問題を、法律実務基礎科目の範囲にとどまるものではないと考え、平成17年度当初に法科大学院学生にこれに関する誓約書を提出させた（なお、守秘義務については、平成18年度に東北大学法科大学院履修案内第14条において規定された。）。さらに、エクスターンシップ履修生については、別途誓約書を提出させるとともに、法令遵守及び守秘義務につき、エクスターンシップの事前指導における講義で注意するなど、当該問題についてトラブルが発生しないよう万全の体制を整えている。

第5に、「法曹倫理」や「リーガル・リサーチ」をはじめとする実務基礎科目については、TKC教育研究支援システムを通じて、学生に対して独自の教材を提供している。

(2) 改善を要する点

現在のところ、リーガル・クリニックでは、一般第三者の事件を扱っていないため、法律遵守・守秘義務に関する措置がとられていないが、今後、そのような事件を扱う場合に備え、エクスターンシップと同様の措置が講じられる必要がある。

また、集中講義については、授業の予習、授業の実施、復習の時間及び試験のそれぞれについてより十分な時間が確保できるよう、制度的に配慮することが必要である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準 4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

本法科大学院では、成績評価の客観的基準として、「(1) 成績は、中間及び期末の試験（レポート試験等も含む。）、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。(2) 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、主要な判例・学説の知識（基礎的・専門的法知識）、論理的一貫性（法的分析による推論）、批判的検討能力と発想の柔軟性、文章構成能力（法的な議論を説得的に表現する能力）。(3) 成績は、以下の基準による。AA...90～100点：若干名。A...80～89点：20%を上限とする。B...70～79点：40%を標準とする（±20%）。C...60～69点：40%を標準とする（±20%）。D...59点以下：不合格。ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。」と定め、学生に周知した。

これらの基準に従い成績評価がなされていることを確保する措置としては、まず、試験後に行われる一般講評と個別の学生に対する個別講評がある。

また、筆記試験の採点時の匿名性確保については、第1年次・第2年次の必修科目である第1年次科目、基幹科目について前期・後期の定期試験と再度の試験においてマスキングを施した。

さらに、科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員間で共有されている。

学生に対しては、筆記試験につき、採点後あるいは成績評価後に講評することにし、当該試験における成績評価（採点）の基準について説明をした。

成績分布に関しては、教員間で共有されているデータのうち、学生に公表すべきデータを掲示し、周知している。

多くの授業科目において期末試験が実施されているが、その実施にあたっては、試験監督要領を策定し、公正かつ適正に試験が実施されるよう配慮がなされている。

また、いわゆる再試験及び追試験については、東北大学法科大学院履修案内において、

「再度の試験」、「別途の試験」として受験資格等について規定している（東北大学法科大学院履修案内第6条第4項「やむをえない事由（忌引き，病気等，これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については，別途に試験を行う」及び第5項「試験に合格しなかった者（不合格者）のうち，当該授業科目の担当教員が特に認めた者については，再度の試験を行う。ただし，第1年次科目のうち前期配当の授業科目については，すべての不合格者に対し，後期において再度の試験を行うものとする。」）。

試験問題の内容・水準や成績分布等の分析を行う委員会として，本法科大学院では，カリキュラム等委員会を設けている。当該委員会は，平成16年度の成績分布に偏りがあると判断し，その是正に努めた。

基準 4 - 1 - 2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院に入学する前に東北大学大学院、他大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目に関わる既修得単位のうち 10 単位については、展開・先端科目に該当する科目についてのみ、東北大学法科大学院運営委員会の定めるところにより、東北大学法科大学院で修得したものと認定できるものとした。

これは、とりわけ法律基本科目（第 1 年次科目及び基幹科目）について既修得単位の認定を行うことにより、本法科大学院の教育課程の一体性が損なわれなくするための。他校に類を見ない基幹科目や、実務基礎科目や基礎法・隣接科目といった独自の科目設定がなされている科目群への適用も認められない。そこで、展開・先端科目のうち 10 単位までについてのみ既修得単位の認定を認めた。さらに、法学既修者については東北大学法科大学院規程第 3 条の適用がないが、これは、法学既修者については第 1 年次科目 30 単位を履修したものとみなしていることから、これ以上に既修得単位を認定する必要はないとの判断に基づいたものである。

基準 4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

本法科大学院では、非常に厳しい進級制を採用している。第2年次に進級するためには、第1年次科目の授業科目30単位を修得しなければならず、第3年次に進級するためには、基幹科目の授業科目28単位を修得しなければならない。

すなわち、第1年次科目あるいは基幹科目のうち1授業科目でも単位修得できなければ、進級は許されない。

これらについては、学生に対し、学生便覧において周知を図るとともに、年度当初のオリエンテーションにおいて、直接学生に対して口頭で説明を行っている。

原級留置となった再履修者については、単位を修得できなかった第1年次科目あるいは基幹科目の授業を再履修しなければならない。すでに合格した第1年次科目あるいは基幹科目の単位については影響がない。ただし、第1年次に原級留置された者については、既に修得した第1年次科目であっても履修登録することができ、第2年次に原級留置された者については、最大履修登録単位数に至るまで第2年次・第3年次配当科目（実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目）を履修することができる。

これらについても、学生に対し、学生便覧で周知を図るとともに、年度当初のオリエンテーション等において口頭で説明を行っている。

なお、本法科大学院における進級制は、同一年次の在学年限を2年とし、在学年限を経てなお各年次に必要な単位数を修得できない者が除籍されることから、厳しい進級制といえる。

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科,専攻又は学生の履修上の区分にあっては,当該標準修業年限)以上在籍し,93単位以上を修得していること。

この場合において,次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から,他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を,30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては,その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から,当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を,アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,当該単位数,その修得に要した期間その他を勘案し,1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下,「法学既修者」という。)に関して,1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し,アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき,それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし,3年未満の在学期間での修了を認める場合には,当該法科大学院において,アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8 単位
イ	民事系科目	24 単位
ウ	刑事系科目	10 単位
エ	法律実務基礎科目	6 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を,修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準 2 - 1 - 3 参照。)

(基準 4 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院における修了認定のためには,まず,標準修業年限である3年以上在学

すること，かつ，96 単位以上を修得することが必要である。

なお，法学既修者については，第1年次科目 30 単位を修得したものとみなすことになるが，それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない。

法学未修者についても，東北大学法科大学院履修案内第12条第1項及び第2項により，既修得単位の認定は，展開・先端科目に属する科目で，かつ，10 単位を上限としている。

次に，基準4-2-1(2)における科目群についての修了要件単位数は，公法系科目 12 単位（公法 6 単位，実務公法 6 単位），民事系科目 32 単位（民法 12 単位，商法 4 単位，民事訴訟法 2 単位，実務民事法 14 単位），刑事系科目 14 単位（刑法 4 単位，刑事訴訟法 2 単位，実務刑事法 8 単位），法律実務基礎科目 10 単位以上（法曹倫理 2 単位，民事・行政裁判演習 3 単位，刑事裁判演習 3 単位，実務基礎科目選択必修科目 2 単位以上），基礎法学・隣接科目 4 単位以上（基礎法・隣接科目選択必修 4 単位以上），展開・先端科目 24 単位以上（展開・先端科目選択必修 24 単位以上）である。

なお，法学既修者について，基準4-2-1(2)アからウに定める授業科目に関する修了要件単位数は，本法科大学院では，基幹科目（実務民事法，実務刑事法，実務公法）28 単位である。

最後に，法律基本科目である第1年次科目及び基幹科目のほかに，実質として法律基本科目にあたる内容の授業科目は存しない。

4 - 3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4 - 3 - 1 に係る状況）

本法科大学院においては、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者を認定するために、法学未修者コースとは別に法学既修者コースの入試を設けて志願者を募り、法律科目試験（公法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を実施して、公平で開放的な入学試験を実施している。

法律科目試験については、その出題範囲や試験の目的・形式を、本法科大学院のウェブサイトにより受験者に明示した上で実施している。さらに、試験実施後には、出題内容とその趣旨についても、同ウェブサイトに掲載している。採点についても、志願者が自校出身者であるかどうか明らかにならないように、マスキングの措置を採っている。

本法科大学院では、法学既修者として単位を修得したものと認定される授業科目に該当するすべての法律科目について入学試験を実施している。

既修者コースの入試については、公平で開放的な試験であると評価できる日弁連法務研究財団の実施する法科大学院既修者試験において好成績を修めた者について、合否判定の際に、加点事由となる旨を、学生募集要項及びウェブサイトで公表している。

本法科大学院の既修者コースの入学者について修得したものと認められる単位数は30単位であり、在学期間の短縮は1年であり、両者の間に適切な関係があるといえる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

適正かつ公平な成績評価の実効性を確保するために、複数の教員が関わる科目(公法, 実務民事法, 実務刑事法, 実務公法)における成績評価については, 教員相互に密に連絡を取り合い, 協議をして採点するように努めている。

各科目間で評価のバラツキが生じることを防ぐため, カリキュラム等委員会を中心として, 評価基準の統一化について調整を図るよう努めている。

また, 必修の法律基本科目を中心に, 採点の公正さを確保するため, 試験答案のマスクキングの徹底を図っている。

成績評価について説明を希望する学生に対しては, 講義時間における全体の学生を対象とした一般講評(春休みにおけるオフィス・アワーを利用した)とは別に, 個別講評によりきめ細かく時間をかけて対応している。

(2) 改善を要する点

第1に, 成績評価基準のより一層の統一を図る必要があると認識している。この点, 第1年次科目については, 到達すべき水準は法学の基礎的知識・素養の修得であり, ほぼ教員間で意見の一致があるといえるが, 基幹科目については若干のバラツキがある。より実務的な観点を基準に到達度を判断するか, 理論的な修得に重点を置くかにつき, 授業科目間, さらには各教員間で, 若干の認識の相違がみられる。このことは, 平成16年度における成績評価及び不合格者(原級留置者)の数における授業科目間のバラツキとして顕在化したが, 平成17年度においては, 前年度の反省を踏まえ, 科目間相互の歩み寄りに成功した。しかし, より統一的な成績評価基準の確立を目指して, 運営委員会及びカリキュラム等委員会において議論されなければならないと考える。

また, 成績評価についての説明を希望する学生への対応として, 現在は, 一般講評と個別講評を行っているが, 成績発表と進級・修了認定との間に, 第三者機関(カリキュラム等委員会)による評価の導入などの, より適切な手続を設けることが必要であると考えている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5 - 1 教育内容等の改善措置

基準 5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容及び方法について改善を図るべき事項及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織として、法科大学院運営委員会の下に、FD担当の教員3名を置いている(平成18年4月にFD委員会と改称した。以下、FD委員会とする)。これとは別に、法科大学院副院長が招集する、第1年次科目、基幹科目の担当教員による懇談会を開催している。当該懇談会においては、上記授業科目における教育上の諸問題について、授業担当教員相互の自由な討議を行うことにより、学生に対する指導のあり方や授業実施において各教員が問題と感じている点などの改善等について検討している。さらに、法科大学院運営委員会のもとに設置された評価委員会においては、授業及び教材等に対する学生による評価のため、当該科目の最終回にアンケートを実施しており、その集計結果及び自由記述欄にされた学生の意見をまとめて、担当教員に渡し、今後の改善の基礎資料として活用できるようにしている。

さらに、FD委員会は、双方向授業における学生への発問・解答に対する応答の仕方に関する改善に資するために、運営委員会構成員の担当する授業を相互に自由に参観する制度を創設し、平成17年11月から12月にかけて実施した。法科大学院入学試験の採点時期と重なったことから、実際に授業を参観した教員の数は少数に留まったが、参観した教員から提出されたアンケートからは、他の教員の工夫に対する評価とともに、さらなる改善点の指摘もみられた。FD委員会は、この結果を踏まえ、平成18年度以降も、授業参観制度を改良のうえ実施することとして、運営委員会に報告を行った。

また、FD委員会は、学内で行われる各種講演会への参加を積極的に告知する一方、学外で開催される各種研究会や研修に関する情報を一元的に把握したうえで、参加の要否及び参加すべき教員について、法科大学院院長及び副院長の意見も徴しつつ判断し、適宜派遣を行っている。

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下にあるFD委員会が、学外で開催される各種研究会や研修に関する情報を一元的に把握したうえで、参加の要否及び参加すべき教員について、法科大学院院長及び副院長の意見も徴しつつ、判断することとしている。

その際、実務家として十分な経験を有する教員であって、法科大学院において初めて本格的に法曹教育に携わることとなった者、及び、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見を拡充する必要の認められる者に対して、それぞれ、教育能力の向上に資する、あるいは、実務上の知見を拡充する機会となる研究会や研修への参加を積極的に促し、派遣を行ってきた。

また、実務家による講演会(学生の参加も認めている。)を開催して、研究者教員の実務上の知見の補完に努めてきた。

なお、本法科大学院では、基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)においては、研究者教員と実務家教員が共同して授業を行うこととなっているが、それは、当該授業科目を行うにあたり、事前に研究者教員と実務家教員との間で綿密な打合せを行うことにより、実務家教員の有する実務上の知見を研究者に伝達し、かつ、研究者教員の有する理論教育上の経験に基づく知見を実務家教員に伝達することを目的の1つとしているためである。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

教育内容等の改善措置に関する優れた点として、まず、FD研修のために予算を確保し、FD委員会の統括の下、適当と認められるシンポジウムに継続的に教員を派遣して、その教育技量の涵養や有益な知見の補完に努めてきたことを挙げることができる。さらに、法科大学院の授業科目において、複数の教員が同時に教室に在席し、授業を進める中で生じた疑問や問題に、異なる視点からの指摘や解答を、適時に与えることができる授業科目が、基幹科目や3年次学生向けの必修科目の中に含まれていることも優れた点といえるであろう。

(2) 改善を要する点

今後は、教育内容等の改善のために設置されたFD委員会が、上記の試みを含め、法科大学院開設以来蓄積された経験を整理・分析し、他の科目や教員に、そのエッセンスを伝える作業を進めることが重要である。従来そのための活動が不十分であったことが、まさに改善を要する点だといえよう。

この点、FD委員会も、すでに、教員による授業参観制度を創設し、回収したアンケート結果等を、授業を担当した教員に伝えるとともに、運営委員会において報告するなどの活動を行ってきているものの、具体的な改善措置の提案にまでは至っていない。委員の増員等を含むFD委員会の体制整備を進めるとともに、専門職大学院助手の活用や評価広報委員会との連携によって、継続的に教育内容等の改善に関する情報を吸収し、より積極的に改善のための措置を実施していくことが喫緊の課題だと思われる。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6 - 1 入学者受入

基準 6 - 1 - 1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準 6 - 1 - 1 に係る状況）

本法科大学院は，入学者の適性及び能力等の評価，その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を責任を持って行うために，運営委員会の下に入試委員会を設置し，同委員会委員長の下で月一回程度委員会を開催して，入試の理念やあり方から具体的な実施の方法に至るまで，適宜検討を加えている。すべての入試委員会における検討結果は，直近の法科大学院運営委員会において報告されている。

また，入学志願者に対して，本法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，並びに基準 9 - 3 - 2 に関わる事項については，学生募集要項及びウェブサイトなどによって，事前に周知するように努めている。本法科大学院の入試制度の基本的な考え方と具体的な仕組みとをなるべく広い範囲の人々に理解していただけるように，学内入試説明会のほかに，学外入試説明会及びオープン・キャンパスを行った。学内入試説明会は，2 回行った。学外説明会は，仙台で 2 回，東京で 1 回行った。学外入試説明会においては，カリキュラムの概要と入試制度を説明したほか，実務家教員による講演も同時に行った。また，オープン・キャンパスを行った。そこでの入試制度の説明に関するものとしては，法科大学院案内，入試・カリキュラム・新司法試験の説明，模擬講義（既修者対象及び未修者対象），実務家教員・研究者教員・在学院生による個別相談及び懇談を挙げることができる。

基準 6 - 1 - 2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，国際的視野を持つ者で，将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と，正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる」というものである。このようなポリシーに基づいた入学者選抜が行われるように，志願理由書（各種証明書等の書類の添付を認める）についての書類審査，適性試験，小論文試験（未修者コースのみ），法律専門科目試験（既修者コースのみ），面接試験を課して，多面的かつ総合的に志願者の適性を判定している。

基準 6 - 1 - 3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、入学者選抜において、東北大学法学部に在学し、または卒業した者について、優先枠を設ける等の特段の優遇措置は講じていない。

東北大学法学部出身者のみならず他大学出身者の受験を積極的に促進するために、2006年度入試では、第二次選考に関して仙台会場とは別に東京会場を設置(会場：お茶の水女子大学〔東京都文京区〕)して、東京で受験をすることが可能となるように措置をとった。仙台会場での受験者が、法学未修者 78 名、法学既修者 86 名、計 164 名であったのに対して、東京会場での受験者は、法学未修者 105 名、法学既修者 126 名、計 231 名であり、受験者数は東京会場が上回る結果となった。現在のところ、本法科大学院では、入学者に占める自校出身者の割合が著しく高いとはいえない。

また、入試実施内部方針から明らかなように、自校出身者であるかどうかにかかわりのない客観的な筆記試験(適性試験・小論文試験・法学専門科目試験)が、配点の大きな部分を占めている(未修者について計約 71%、既修者について計約 86%)。学内で行う小論文試験と法学専門科目試験については、作題者及び採点者は、入試委員会におけるそれらの試験の責任者以外は、知りえない体制をとっている。また、それらの試験の採点に際しては、マスキングを行うこととしている。

なお、入学者への寄付等の募集は、行っていない。

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

入学者選抜にあたっては、法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等が、適確かつ客観的に評価されるため、適性試験を導入している。適性試験については、学内の追跡調査の結果を踏まえて、適性試験と入学後の成績に相当の相関関係が確認されたので、2006年度入試から、全体の配点における適性試験のウェイトをかなり高めることとした(未修者コース 25.0% 42.9%, 既修者コース 13.3% 21.4%)。本法科大学院では、適性試験は、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価することのできる試験であると考えている。

さらに、適性試験のほかに、書類審査(志願理由書及び添付書類の審査)、小論文試験(法学未修者コースのみ)、法学専門科目試験(法学既修者コースのみ)、面接試験を行っている。

書類審査では、受験生の経歴や志願理由を精査し、自由に添付することを許している客観的な証明書を参照することによって入学者の適性及び能力を評価している。

小論文試験では、「思考力、表現力を問うために、『現代社会に生じる諸問題』について論述させる形式の出題をする。採点に際しては、志願者の大学における専門分野、社会経験等によって有利・不利が生じないように、留意する」としており、法学未修者コースにおいては、法学系学部以外の志願者に不利が生じないように配慮しつつ、判断力・思考力・分析力・表現力を、適確かつ客観的に評価している。法学既修者コースにおいては、法学専門科目試験を通じて、志願者の判断力・思考力・分析力・表現力を適確かつ客観的に評価することができるので、2006年度入試から小論文入試を課さないこととした。

面接試験では、将来実務法曹として活躍するために必須の「公正さ」「客観性」「柔軟性」「人の話を聞く力」「口頭の表現力」を測定する試験を実施している。

本法科大学院は、「優れた法曹」を養成することを設置目的としており、「優れた法曹」とは、「判断力・思考力・分析力・表現力」がバランスよく卓越しているものと考えているので、上記のように、極めて多面的な能力を測定しうる成績資料を総合して合否を判断することを通じて、入学者を適切に選抜できるように努めている。

基準 6 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6 - 1 - 5 に係る状況)

本法科大学院では、大学等の在学者について、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な経歴や学識及び課外活動等の実績が適切に評価されるように、所定の基準を設けて書類審査(志願理由書及び添付書類の審査)を行っている。書類審査に関しては、複数の教員が審査作業に従事するため、責任者による審査教員に対する講習会を行うとともに、実際の複数の書類をもとに模範採点を行い、明確な基準の下に採点作業ができるようにしている。

また、同様に、社会人等についても、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するために、所定の基準を設けて書類審査(添付書類を含む。)を行っている。

以上のように、多様な実務経験や社会経験等を有する者が、適切な仕方で書類審査において高く評価されるよう努力しており、実際にも、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の割合が3割以上となっている。なお、本法科大学院においては、実務等の経験を有する者を、入学時において大学卒業後2年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ機関を除く。)の社会的実務経験を有する者と定義している。

6 - 2 収容定員と在籍者数

基準 6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院の在籍者数は 238 名であり(このうち原級留置者 15 名, 休学者 1 名), 収容定員(300 名 = 入学定員 100 名 × 3)を上回る状態とはなっていない。

本法科大学院では、現在のところ、在籍者数が収容定員を上回っておらず、今後そのような状態が生じ、しかも、それが恒常的なものとなることは考えがたいが、万が一に備え、様々な観点から、そのような事態が生じることのないように配慮し、努力している。すなわち、入学者選抜における適正人数の選抜が図られるよう、入試委員会において、入試に関する諸問題について頻繁に検討を行っているだけでなく、原級留置者が増大することによる収容定員超過の事態が生じないようにするために、本法科大学院生に対する履修指導等を徹底し、また、各教員が的確な成績評価を行い、適正に修了認定が行われるように努め、さらに、学生の学習意欲を高め、教員と学生の相互にとって有益な授業が行われることを可能にするために授業評価アンケート等を活用して教育内容等の改善を図っているのである。

このような努力にもかかわらず、在籍者数が収容定員を上回ることになった場合について、そのような状態を解消するための専門的な委員会等を、制度的に設けることはしていないが、仮に、そのような状態が生じた場合には、法科大学院長を中心に、対応委員会を設置することが必要ではないかとの議論を行っているところである。

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において，所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6 - 2 - 2 に係る状況）

本法科大学院では，所定の入学定員と実際の入学者受入数が乖離しないように，当初の合格者数を適切に限定したのち，入学手続完了者数と照らし合わせて最小限度の追加合格者を出す措置を講じている。

2006 年度入試においては，このような手続に基づいて，115 名の合格者（未修者 52 名，既修者 63 名）を決定したが，手続者が 97 名（未修者 42 名，既修者 55 名）にとどまったため，未修者コース，既修者コースのそれぞれについて 2 名の追加合格者を決定した。

現在のところ，在籍者数は収容定員を上回っていないため，入学定員の見直しが入試委員会における議題となったことはないが，大幅な収容定員超過状態が生じた場合には，入学定員の増加を検討する必要があるろうし，また，同一クラス内の学生の学習到達度に著しい差異が生じてしまったような場合には，入学定員の削減を検討する必要があるろう。このような状況への対応については，入試委員会で適宜検討することとなっている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本法科大学院の入学選抜制度の優れた点は、<一発試験>の批判があたらないように、志願者を種々様々な角度から評価して、その適性を、多面的・総合的に判定していることである。具体的にいえば、18年度入試については、未修者コース志願者に対しては、志願理由書、各種客観的証明書、法科大学院適性試験成績、小論文試験、面接を課し、また、既修者コース志願者に対しては、志願理由書、各種客観的証明書、法科大学院適性試験成績、法学専門科目試験（公法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目）、面接を課している。このような多様な成績資料を用いて合否の判定を行うことを通じて、法科大学院教育における適性のある者の選抜、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者を相当程度選抜することを可能にしている。

次に、様々に変化する入試情勢に臨機応変に対処するため、入試委員会が月1回程度の割合で、頻繁に開催され、その検討結果が法科大学院運営委員会において報告されることにより、本法科大学院所属の教員各自が入試問題に関する問題状況を共有することができるよう制度的枠組みが設けられていることも特長として挙げる事ができる。

(2) 改善を要する点

改善すべき点としては、現在までのところ、入学後の成績と入試における成績の相関関係に関する追跡調査が不十分であること、したがって、そのような追跡調査をもとにした、各試験における配点や採点のあり方についての客観的な見直し作業が十分には行われていない点を挙げる事ができる。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7 - 1 学習支援

基準 7 - 1 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、学生が法科大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げることができるよう、4月の早い段階で、入学者(第1年次生及び第2年次生)に対して、各年次ごとの総合履修指導(オリエンテーション)を実施することとしている。さらに、4月初旬には、総合履修指導を補足するものとして個別の希望者に対する履修相談の機会を設け、授業科目の選択等、適切な履修ができるよう、指導を行っている。

法学の未修者に対しては、合格発表後入学にいたるまでの間に、基本七法に関して読んでおくことが望ましい本を文書で示している。

総合履修指導において、法学未修者に対して、第1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるように、自宅での学習の方法について特に指導を行っている。

法学既修者として入学した者については、第2年次生への入学時のオリエンテーションの中で、理論的な実務教育にかかわる基幹科目を中心に履修をしてゆくこととなる点を具体的に説明した。

第2年次生及び第3年次生に対しては、それぞれ、実務法律科目のうち、とくに重要な法曹倫理及び民事要件事実基礎科目につき説明し、また、実務家教員あるいは実務家の非常勤講師が担当する実務基礎科目の履修を奨励し、新司法試験選択科目対応科目だけで展開・先端科目を埋めないように注意し、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目のうち、非常勤講師の担当する科目についてとくに説明を行ったが、このほかの科目の重要性が低いわけではないことも付言した。

総合履修指導においては、本法科大学院ではいかなる教育課程が編成されているかを、各年次ごとに、また、各授業科目ごとに個別的に説明をし、本法科大学院における教育課程の編成の意義・目的を学生に理解させ、それぞれの学生が適切に履修計画を立てることができるよう、きめ細かな指導を実施している。

基準 7 - 1 - 2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るため、オフィス・アワー制度を設けている。オフィス・アワー制度については、学生がそれを有効に活用することができるように、各教員のオフィス・アワーの日時または面談の予約の方法等、当該制度の詳細に関する掲示を出し、学生に対し、周知徹底を図っている。

本法科大学院では、オフィス・アワーをはじめとする学習相談等を有効に機能させるため、1号棟3階にオフィス・アワー用の面談室を設けている。また、場合に応じて、空いている演習室等も積極的に活用して、適切な時期に時間を気にすることなく十分な相談等が行えるよう、配慮している。なお、TKC 教育研究支援システムを活用した学生の学習相談にも応じている。

基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

法科大学院では、平成 16 年度に 6 人、平成 17 年度に 5 人のティーチング・アシスタントを教育補助者として採用し、主として第 1 年次生の基礎学力の獲得の支援を行わせると同時に、第 2 年次生・第 3 年次生の学習に関する相談に応じさせるなどの教育補助に従事させた。ティーチング・アシスタントに採用された者は、東北大学大学院法学研究科の大学院生（博士後期課程の学生）である。

7 - 2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、年度初めに、専門職大学院係において、日本学生支援機構による奨学金への応募の紹介を行い、学生が奨学金制度を利用できるように努めている。また、随時募集依頼があるその他奨学金についても広く周知して応募を呼びかけている。

学生の健康相談の窓口として、東北大学片平キャンパス保健室(内科のみ)、及び、川内キャンパス保健管理センター(内科・外科・歯科)を利用することができるほか、予約の上、専門医による健康相談(精神科・歯科)を受けることができる。これらの施設の利用方法については、入学時に行われるオリエンテーションにおいて説明を行っている。

基準 7 - 1 - 2 で述べたオフィス・アワー制度は、学習相談のみならず、修学や学生生活一般に関する相談・助言のためにも広く利用することが予定されているほか、学生担当教員が随時相談に応じている。なお、本法科大学院では、退学・休学の申出があった場合、必ず学生担当教員による面談が実施されることになっている。

各種ハラスメントの相談については、川内キャンパス保健管理センター 2 階に全学学生相談窓口が設けられており、女性を含む専門の相談員が応じている。また、法学研究科にも相談窓口が設けられている。

7 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 7 - 3 - 1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院の入学試験は、書面審査である第一次選考の後に行われる、第二次選考(論述)・第三次選考(口述)では、身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保するため、該当受験者の障害の種類や程度に応じ、特別の受験室を準備したり、教員・職員を特に配置することができるよう、体制を整えている。平成 18 年度入試においては、該当する受験者がいなかったが、受験会場としての教室を確保するとともに、予備の監督教員を配置した。

身体に障害のある学生の修学のために、1号棟の入口に車いす用のスロープを設置して、教室への移動に伴う負担軽減を図っている。平成 18 年度現在、移動に際して恒常的に特別の支援を要する学生は在籍していない。

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7 - 4 - 1 に係る状況）

学生支援の一環として、学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、基準 7 - 1 - 2 で述べたオフィス・アワー制度において、教員が相談に応じ、助言を行っている。学生は、特定の教員に対して、進路相談を内容とするオフィス・アワーの申込みを行うことができ、その窓口である専門職大学院助手室から連絡を受けて、教員が応じている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

優れた点としては、まず、新入生一般のオリエンテーションの後、それぞれの年次に分かれて総合履修指導が行われていることである。ここでは、履修登録の方法ばかりでなく、本法科大学院履修案内に規定する教務に関する重要事項を取り上げてきめ細かく説明を行うよう努めている。とくに第2年次生については、必修科目28単位を除いた8単位の選択につき、指針となりうる有用な情報を提供している。第3年次生については、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目について、適切な履修ができるよう情報を提供している。

その後の複数日にわたる履修相談も、この総合履修指導を補足するものとして好評である。主として第2年次生が多いが、これは豊富なメニューの中で選択の幅が8単位(4科目)に限定されているからである。平成17年度はカリキュラム等委員長がこれに当たったが、平成18年度より複数の教員により履修相談がもたれるようになった。

また、オフィス・アワー制度も学生により積極的に活用されており、学生と教員との個別的なコミュニケーションの場としても授業科目の履修に意欲的に取り組むことに寄与している。

さらに、ティーチング・アシスタントも平成18年度現在2人が採用されており、主として第1年次生の学修支援のために有効に用いられている。

(2) 改善を要する点

まず、ティーチング・アシスタントの採用人数の絶対的不足が挙げられる。上記のように、ティーチング・アシスタント制度は、第1年次生の学修支援に有効に活用されているが、第2年次生や第3年次生のニーズに対応するためには、絶対数が不足しているというのが現状である。

次に、障害のある学生に対する設備面での支援の不十分さが挙げられる。本法科大学院の建物は戦前に建設されたものを改修したものであり、建設当時の時代認識等が反映されているために、必ずしも障害のある者にとって使いやすいものとはいえない。また、財政上の理由から、新たに身体に障害のある学生のための設備を設けることも困難であるというのが現状である。

また、現在のところ、本法科大学院においては、奨学基金の設定や卒業生等の募金による基金の設定の計画が立てられていない。法科大学院学生の関心の1つが、経済的な問題にあることに鑑みれば、この点については、何らかの対応が必要なものと考えられる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8 - 1 教員の資格と評価

基準 8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

基準日現在の教員の分類別内訳を抜き出してみると、次表のように、専任教員 27 名(みなし専任教員 3 名を含む)、兼任教員 9 名、兼任教員(外部非常勤講師) 18 名である。

教員の配置を総合してみると、科目群間のバランス、年齢構成、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡のとれたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。また、教員の採用・昇任に際しても、教育上の指導能力を一定程度評価する方向に移りつつある。

とりわけ、実務家教員については、他の法科大学院に比較しても、充実していると自負するところが大きく、専任教員 7 名に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者を擁している。

専任教員を教育上または研究上補助するために、図書館司書の資格を有する助手、東北大学大学院法学研究科博士後期課程や修士課程を終えた助手など、必要な人員を配置している。いわゆる研究専念期間制度の導入については、詰めるべき検討事項も少なくないが、法学研究科として検討を開始することが承認されている。

法学研究科では、2 年に 1 度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索を行えば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法学研究科の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

東北大学情報データベースシステムでは、各教職員が登録することができる項目として、社会活動(報道、学外の社会活動、学会活動及び外部機関における活動)、行政機関・

企業・NPO等参加，ベンチャー企業設立，オープン・キャンパス，研究所公開等）も含まれており，研究上の業績等にとどまらない研究者情報の公開制度が確立している。

基準 8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、東北大学法科大学院年次報告書において公表されている。

なお、専門職大学院設置基準附則 2 項及び解釈指針 8 - 1 - 2 - 4 が許容するところにより、専任教員 27 名のうち、2 名については、法科大学院（総合法制専攻）の専任教員と研究大学院（法政理論研究専攻）の専任教員を兼ねているが、法科大学院の専任教員と専門職大学院である公共政策大学院（公共法政策専攻）の専任教員を兼ねている者はいない。

法学研究科では、2 年に 1 度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索をすれば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法学研究科の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

東北大学情報データベースシステムでは、各教職員が登録することができる項目として、社会活動（報道、学外の社会活動、学会活動及び外部機関における活動、行政機関・企業・NPO 等参加、ベンチャー企業設立、オープン・キャンパス、研究所公開等）も含まれており、研究上の業績等にとどまらない研究者情報の公開制度が確立している。

以上のような教員の配置及び教員の研究教育上の業績、実務経験等に関するデータに鑑みると、本法科大学院では、基準 8 - 1 - 2 の（1）から（3）号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているといえる。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の候補者を選考しようとするときは、運営委員会の議を経て、院長が総合運営調整教授会で発議し、同教授会において選考委員会を設けて選考させることとされているが、教員の選考過程において、選考委員会は、当該教員候補者につき、研究上の能力だけでなく、教育上の指導能力等をも評価している。

上記のように、これまで、法科大学院の専任教員候補者の選考は、総合運営調整教授会において選考委員会を設けて選考することとされていたが、任期の定めのある専任教員候補者の選考については、法科大学院運営委員会の下に選考委員会を設けて選考することになった。特に実務家教員の選考について、法科大学院の独立性を強化するとともに、法科大学院教育の趣旨にふさわしい教育能力等を適切に評価するためである。

8 - 2 専任教員の配置と構成

基準 8 - 2 - 1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8 - 2 - 1に係る状況）

（1）基準日現在の本法科大学院の専任教員数は、27名（みなし専任教員3名を含む）である。

本法科大学院における専任教員数は、基準8 - 2 - 1にしたがえば、以下の及びの要件を充足しなければならない。

[平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数5名×1.5倍の数（小数点以下切り捨て）=7名]+[同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数5名]=12名であるから、12名以上であること。

同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員20名に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下切り捨て）=15名につき1人の専任教員が置かれていること。すなわち、東北大学法科大学院の収容定員は100名であるから、 $(100 \times 3) \div 15 = 20$ より、20名以上であること。

本法科大学院の専任教員数は27名であるから、及びをともに充足している。

専任教員27名のうちで公共政策大学院その他の専門職学位課程について専任教員として取り扱われている者はいない。また、専任教員27名のうち、教授19名、助教授8名であり、教授が約7割を占めている。

（2）法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の専任教員数を抜粋してみれば、以下に示すとおりであり、法律基本科目については、いずれも専任教員（研究者教員1名以上+実務家教員）が配置されており、それぞれの科目を適切に指導できる体制が組まれている。

本法科大学院の入学定員は100人であるが、法律基本科目7科目のうち5科目（憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法）において複数の専任教員を置いている。また、公法系3名、刑事法系3名、民法に関する分野7名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名の専任教員を置いており、入学定員に比して十分かつ充実した専任教員を置いている。

このように、本法科大学院においては、基準8 - 2 - 1において定める数を超えて専任教員を配置し、特に法律基本科目については、公法系・民事法系・刑事法系のいずれについても3名以上の専任教員を擁しており、徹底した少人数教育を実施する上でより望ましい教員配置にしている。

基準 8 - 2 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8 - 2 - 2 に係る状況)

(1) 基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の教員配置

本法科大学院においては，本自己評価書の冒頭に掲げた法科大学院教育の理念や目的に応じ，基礎法・隣接科目に 6 名，展開・先端科目に 17 名の専任教員を配置しており，特に第 3 年次の学生に向けて多様かつ充実した展開・先端科目を開講できるように配慮している。

(2) 専任教員の年齢構成

専任教員 27 名の年齢構成を 30 歳代，40 歳代，50 歳代，60 歳代に分けて整理してみると，下の表のようになる。各世代に散らばり，世代的にもバランスの取れた教員配置ができています。研究者教員については，教育・研究ともに最も働き盛りであるともいえる 30 歳代～40 歳代の人材がやや多く，実務家教員については，40 歳代以降の経験豊かな人材を迎えるよう努めており，専任教員の年齢構成は，偏りがなく，むしろ理想的ともいえるバランスになっている。

8 - 3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8 - 3 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 1 に係る状況)

(1) 実務家教員の実務経験と実務能力

本法科大学院の専任教員 27 名のうち 7 名がいわゆる実務家教員である(みなし専任教員 3 名を含む)。最も短い者でも 19 年以上の法曹実務または行政実務の経験を有し (7 名のうち 6 名が法曹としての実務経験を有する)、高度の実務能力を有する者であることは明らかであろう。

(2) 実務家教員の担当科目

これら 7 名の実務家教員は、実務基礎科目を中心に、その実務経験に関連の認められる授業科目を担当している。

基準 8 - 3 - 2

基準 8 - 3 - 1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 2 に係る状況)

本法科大学院の実務家教員7名のうち6名は、法曹としての実務の経験を有する者である。

8 - 4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8 - 4 - 1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8 - 4 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法)に属する科目について、第1年次に第1年次科目6科目(公法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法)計30単位, 第2年次に基幹科目3科目(実務公法, 実務民事法, 実務刑事法)計28単位を必修科目として課しているが、これらの科目の授業については、民法・実務民事法の1人を除き、すべて専任教員(研究者教員及び実務家教員)が担当している。

また、実務基礎科目のうち、法曹倫理(2単位・必修科目)については、裁判官・検察官・弁護士の実務経験を有する実務家教員が共同で担当しているほか、民事・行政裁判演習(3単位・必修科目)及び刑事裁判演習(3単位・必修科目)についても、非常勤教員の協力を仰ぎつつ、実務家専任教員が共同担当者として加わり、責任をもって実施する体制を組んでいる。民事・行政裁判演習の三輪佳久講師は弁護士教員であるが、設置審により民事・行政裁判演習の行政裁判部分(1単位相当)の担当教員として合格している。

これらの科目における非常勤教員の協力を考慮に入れても、必修科目のおよそ9割が専任教員によって担当されている。

基礎法・隣接科目(2単位×7科目のうちから4単位以上選択必修)についても、7科目のうち6科目については専任教員が担当している。

逆に、兼任教員(法学研究科の他専攻に属する教員)や兼任教員(他大学に属する教員や学外の実務家教員)が担当する科目の大半は、実務基礎科目の一部(たとえば、エクスターンシップ等は科目の性質上、学外の弁護士に非常勤講師を委嘱して学生の受入れを依頼しているクラスも多い。)や展開・先端科目(これも科目の性質上、専任教員だけでは担当しきれない分野・領域の科目が少なくない。)に限られている。

以上のように、本法科大学院では、法律基本科目のほとんどすべてを専任教員が担当し、実務基礎科目のうち必修であるものの全部または一部を実務家専任教員が担当するなど、教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当している。

8 - 5 教員の教育研究環境

基準 8 - 5 - 1

法科大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8 - 5 - 1 に係る状況）

専任教員のうち約 3 分の 2 の教員の年間授業負担は 16 単位以下であり，適正な範囲に抑えられている。しかし，最多で 25.15 単位を負担している教員がおり，20 単位を超える教員が 6 名を数えていることは，率直に反省したい。このように一部教員の授業負担が重くなっている原因は，共同担当の授業科目について，教員間の緊密な連携を図るために，1 回の授業に複数の教員が同時に参加している場合があること，1 つの専門分野に 1 人の教員しかおらず，法科大学院・法学部・研究大学院等の関連授業科目の負担がその 1 人に集中する場合があること，授業負担に比べて専任教員の数がやや少ない分野があること（特に刑事法系）などによるものであると考えられる。

今後，共同担当である授業科目について教員間の緊密な連携を損なわないようにしつつ教員の負担を軽減するよう工夫したり，専任教員を補充したりすることによって，専任教員の年間授業負担が多くても 20 単位以下となるよう検討をすすめているところである。

基準 8 - 5 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 5 - 2 に係る状況)

研究専念期間の制度は、大学全体ないし法学研究科全体における制度設計とも関連しており、基準日現在、本法科大学院では未だ設けられていない。しかし、徹底した少人数教育を実践する法科大学院の開設後、教員の教育負担が格段に重くなったこと等に鑑みると、法学研究科の研究水準を維持・向上させていくためにも、研究専念期間を何らかの形で制度化する必要性は大きい。そこで、平成 18 年 2 月 8 日開催の法学研究科運営会議（研究科長 + 副研究科長 2 名 + 法科大学院長 + 公共政策大学院長 + 評議員 + 法政実務教育研究センター長 + 事務長により構成される会議）において議題として取り上げ、研究環境確保のための「研究専念期間」の制度化に向けて、検討を開始することが承認されている。

東北大学では、平成 18 年 3 月 14 日付理事（人事担当）裁定により「サバティカル制度を実施するためのガイドライン」が定められ、各部局において、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用することが可能となった。

研究専念期間の制度を実施するにあたっては、研究専念期間を与える対象者や要件の策定、研究専念期間に入った教員に代わる教員の手配（ことに授業を担当しうる教員が 1 人しかいない専門領域をどう扱えばよいか。）など、詰めるべき検討事項は少なくないが、今後、法学研究科の他専攻との調整・協議もしながら、制度の導入に向けて検討を進めていく予定である。

基準 8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 5 - 3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、本法科大学院が置かれている片平地区には、法政実務図書室に助手が1名、専門職大学院助手室に助手が3名、院長室付助手として2名がそれぞれ配置されている(学生数の増加に合わせて、平成17年度途中から法政実務図書室に非常勤職員が1名加わった)。

法政実務図書室の助手には、主として教育上の職務を補助するため、図書館司書の資格と豊かな経験を有する者が配置されている。専門職大学院助手室の助手は、教材・資料の作成や授業準備など教育上及び研究上の職務を補助しているが、高度専門的な職務をも果たせるよう、2名は東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者が、1名は東北大学大学院法学研究科修士課程を修了した者が配置されている。院長室付助手は、教育上、とりわけ院長・副院長の職務を補助する者であり、うち1名が東北大学大学院法学研究科博士後期課程を終えた者である。

また、研究者教員のほとんどは川内地区に研究室を有しているが、川内地区には研究補助室に2名の助手が配置されており、これらの助手もその職務の一部ではあるが法科大学院関係の補助業務に参与している。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

本法科大学院では、教員組織について、各個別教員の教育・研究能力の高さ、必修科目等に配置された専任教員の数、専任の実務家教員の実務家としての実務及び教育能力・経験の豊かさなど、他の法科大学院と比べても、充実しているものと考えている。

また、法律基本科目ばかりでなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目についても、高度の教育・研究能力を有する専任教員を多数配置している。本法科大学院が目的としている、「優れた法曹」の養成のためには、法律基本科目に関する知識はもとより、隣接科目や先端科目に関する豊かな素養を身につけさせることが必要不可欠であると考えられるために、このような手厚い人員配置を行っているのである。

さらに、年齢構成からみても、40歳代を中心とした、いわゆる脂ののった世代に属する研究者教員と経験豊かな実務家教員とが適切に組み合わせられた組織となっていることは、特記に値しよう。

(2) 改善を要する点

教員の採用及び昇任に関しては、従来から、教員の教育上の指導能力をも含めて選考してきたところであるが、根拠となる規程が存在していなかった。教員の教育上の指導能力をより適切に評価しつつ選考できるよう、教員の採用及び昇任に関する規程を早急に整備する必要がある。

また、授業の負担については、科目及び教員により若干の偏りが見られるので、これを平準化するよう努める必要がある。

研究専念期間制度については、代替教員の手当てなど困難な課題も存するが、大学として部局ごとの判断により制度を導入することが可能になったことを受け、法学研究科の他専攻との調整・協議を図りながら、実現に向けて検討していく必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9 - 1 管理運営の独自性

基準 9 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準 9 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院(総合法制専攻)は、研究大学院(法政理論研究専攻)、公共政策大学院(公共法政策専攻)とともに、東北大学大学院法学研究科の専攻の一つとして位置付けられているが、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、以下のような、ふさわしい独自の運営の仕組みを有しており、その詳細については、東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規(以下、「運営委員会内規」という)によって定めている。

まず、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院運営委員会が置かれており(同規程9条1項)、毎月(原則として第3水曜日に)開催されている。

運営委員会は、法科大学院の専任の教授、助教授及び法学研究科長をもって構成され(運営委員会内規2条1項)、このほか、運営委員会の決議により、法科大学院において開設される授業科目を担当しまたは担当することが予定されている法学研究科の他専攻の専任の教授または助教授を構成員に加えている(同内規2条2項)。また、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者(いわゆるみなし専任教員)についても、法科大学院の専任の教員として運営委員会の構成員とされており、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担っている。

本法科大学院では、法科大学院に関する事項で次に掲げるものは、運営委員会の審議に付さなければならないこととしている(運営委員会内規3条)。教員の人事に関する事項、教育研究上の組織に関する事項、授業に関する事項、試験に関する事項、教育課程に関する事項、学生の定員に関する事項、学生の身分に関する事項、学生の懲戒に関する事項、授業料の減免に関する事項、学生の厚生補導に関する重要事項、学位に関する事項、規程等の制定改廃に関する事項、予算に関する重要事項、その他総合法制専攻に関する重要事項。

本法学研究科では、法学研究科全体に共通する事項に関する調整・審議は、総合運営調整教授会によって行うこととされており、研究科に関する一定の事項は、同教授会の審議に付さなければならないが、法科大学院(総合法制専攻)を含む各専攻の重要事項については、当該専攻の運営委員会において決定しまたはあらかじめ審議するものとしており(東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規3条)、法科大学院運営委員会における審議は、総合運営調整教授会において尊重されている。

また、本法科大学院では、法科大学院の業務を掌理する院長(専攻長)が置かれてい

る（同規程2条・6条1項）。院長（専攻長）は、法科大学院の専任の教授または助教授の中から、法科大学院運営委員会の選挙によって選出することとなっている（運営委員会内規9条1項）。なお、法科大学院の研究・教育の推進と円滑な運営のため、院長の職務を補佐する者として、副院長2名を置いている（同内規11条）。

基準 9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の中の専攻(総合法制専攻)として位置付けられている。法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院と公共政策大学院は片平地区に置かれている。また、法科大学院の専任教員の多くは、川内地区に研究室を有している。そこで、このような事情に対応しながら事務を円滑かつ適切に処理できるよう、川内地区に教務係・庶務係・会計係を置くとともに、片平地区に専門職大学院係を置いている。

専門職大学院係は、法科大学院の教務事務及び片平地区の庁舎管理事務を中心に、管理運営事務を統括している。同係は、平成 17 年度には係長 1 名、係員 3 名が配属されていたが、平成 18 年度から主査 1 名が加わり体制を強化した。専門職大学院係の所管事務には公共政策大学院関係の事務も含まれるが、公共政策大学院の定員が 30 名であるのに対して法科大学院の定員は 100 名であり、法科大学院の管理運営に重点が置かれることになる。

このほか、庶務係は、各種書類の作成や資料の準備、法科大学院運営委員会の招集や議事録の作成、教職員の任用・処遇等を通じて、会計係は、財務関係事項の処理を中心に、法科大学院の管理運営事務に関与している。

本法科大学院では、独自に職員の能力の向上を図る研修会等は実施していないが、本法科大学院を設置している東北大学では、全学的に職員の能力向上を図るための研修会が頻繁に開催されており、そのような研修会に積極的に参加することにより、専門職大学院係等の事務職員も能力の向上に努めている。

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

既に触れたように、本法科大学院は、法学研究科の中の専攻（綜合法制専攻）として位置付けられ、また、法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院（と公共政策大学院）は、裁判所や検察庁に近い片平地区に置かれている。

法科大学院を開設するにあたって、新棟を建築することはかなわず、片平地区の既存の建物を改修し、教室・自習室・図書室等の必要な施設を整備するしかなかった。また、川内地区の法学部図書室とは別に、新たに法科大学院（・公共政策大学院）用の図書室（法政実務図書室）を設け、文献・資料を揃えなければならなかった。

こうした状況下において、大学本部から、総長裁量経費等で予算の配分を受け、平成 16 年 4 月の開設に漕ぎ着けた。法学研究科は定員増加にともなう施設拡充の必要性を大学本部に継続して強く働きかけ、この結果、講義室等の増設や自習室の拡張を実施し、さらに、平成 17 年度には、学生 1 人に座席 1 席を確保するための学生自習室の大幅な拡張を実現することができた。

このように、法学研究科からの働きかけもあり、本法科大学院の設置者である国立大学法人東北大学では、本法科大学院がその趣旨・目的に沿った教育活動を展開できるよう、その開設前後において十分な予算措置を講じてきたといえる。

国立大学法人である東北大学においては、本法科大学院において生じる授業料等の収入が直ちに法科大学院の収入となるわけではない。しかし、部局ごとの教育研究基盤経費の配分を決定する際には、学生定員に応じた配分が考慮されており、平成 16 年 4 月の本法科大学院（及び公共政策大学院）の開設後、年次進行で法学研究科の総学生定員が増加するのにもともない、法学研究科が配分を受ける教育研究基盤経費の額も毎年度増加している。学生数の増加にともなう教育研究基盤経費の増加は、設置計画が完成する 18 年度を限りとするが、これらの増加分は、法政実務図書室の図書資料等の整備、法科大学院用教育支援システム使用料の増加分、片平地区の施設拡充にともなう光熱水道料の増加分など、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用されるよう、法学研究科内でも配慮されている。

上述の総長裁量経費の配分と相俟って、本法科大学院において生じる収入に見合うかたちで、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために支出できるように予算の配分がなされている。

東北大学では、予算要求や総長裁量経費の配分にあたっては、総長ヒアリングなど部局ごとの聴聞の機会が設けられており、本法科大学院の意見を聴取する機会として適切に機能している。

以上のように、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的な基礎を有しているが、本法科大学院の施設面では、改善すべき課題が残って

おり，さらなる財政的基礎の確立が今後の課題となっている。

9 - 2 自己点検及び評価

基準 9 - 2 - 1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表していること。

（基準 9 - 2 - 1 に係る状況）

本法科大学院では，法科大学院の教育水準の維持向上を図り，本法科大学院の目的であり，かつ，社会的使命でもあると自認する「優れた法曹」の養成を達成するために，法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検を行うために、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』を2年に1度作成している。本法科大学院は，同書を関係諸大学に送付するとともに，その内容と同一のものを法学研究科のウェブサイトに掲載し，本法科大学院の教育活動等の状況を広く社会に対して公表しているところである。

また，本法科大学院では，所属の教員個々人に，教育活動の実態を示すデータや資料を，東北大学が開発した「東北大学情報データベースシステム」に入力してもらうことにより，大学のウェブサイトを通じて，各教員の教育活動や研究活動等の実態を広く社会に公表している。

さらに，本法科大学院では，開講されている全授業科目について，そのシラバスを法科大学院のウェブサイトにPDFファイル形式で掲載することにより，いかなる内容の授業をいかなる形式で実施しているかを，授業で扱う項目や判例等に至るまで詳細に示すことにより，授業科目の実質的な教育内容を広く社会に対して公表している。また，シラバスにおける成績評価の方法についての記載もウェブサイト上で公表することにより，社会に対して，教育活動の根幹とも言える成績評価に関する一定の情報を開示している。

教育活動の実態を反映する資料の一つとしての授業評価アンケートに関しては，TKC教育研究支援システムと通じて，その結果を，本法科大学院に所属している教員・事務職員・学生が閲覧できる状態にしている。

なお，東北大学においては，教育，研究，社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書を各部局に作成，提出させるようにしており，法学研究科においても同報告書を提出している。同報告書の作成に当たり，法学研究科においては，研究科全体としてではなく，学部・研究大学院，公共政策大学院，法科大学院のそれぞれについて，全ての項目，観点，視点について自己評価を行うこととしており，その作業は，法科大学院の自己点検・評価としても極めて有意義なものとなっている。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院のカリキュラム及び教材の作成等について、それぞれ継続性をもって教育活動の実態と問題点を把握するために、法科大学院運営委員会の下にカリキュラム等委員会を設置している。当該委員会では、把握した問題点につき、重要なものであると判断したものについては、法科大学院運営委員会に諮ることとしている。また、適切な教育活動を実施するために必要な優れた学生を選抜するための入試方法のあり方等については、法科大学院運営委員会の下に設置された入試制度委員会が不断の検討を行っており、問題点があると判断した場合には、法科大学院運営委員会に諮ることとしている。これら各論的な教育活動等の諸問題を分析・検討する各委員会とは別に、本法科大学院では、教育実施体制や教育施設・設備を含む教育全体についての問題を扱う評価・広報委員会が法科大学院運営委員会の下に設置されている。同委員会は、教育活動等の状況を把握するために必要な各種データの収集・蓄積を行い、その分析に基づき、見直し・改善を運営委員会等に提言することを所掌事項としている。

現在のところ、評価・広報委員会によって、各授業科目における教育方法等の実態を把握するべく授業評価アンケートが実施されている。

なお、基準 9 - 2 - 1 に挙げた東北大学において各部局が作成している「教育、研究、社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書」においては、教育、研究、社会貢献等に関して、全 16 個の評価項目が設けられ、評価項目の下に評価の観点、観点を評価する視点がかんりの数挙げられているが、そこには、「優れた法曹」の養成という本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するために必要と思われる項目も含まれており、上記報告書の作成及び作成のための準備作業として行われる各種委員会における関連諸項目に関する検討は、本法科大学院にとって、教育活動等の状況について、自ら多角的に自己点検及び評価を行う格好の機会となっている。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、評価結果に基づき、教育の質の向上・改善に結びつけるため、カリキュラム等委員会、入試委員会、評価広報委員会を設置している。

このうち、カリキュラム等委員会が、教育課程の見直しを、入試委員会が入試制度の見直しを、評価・広報委員会が、評価一般に関する業務を担当している。各委員会における自己点検及び評価に関する議論は、本法科大学院における教育活動等を改善するために必要な具体的な目標を設定し、この目標を達成するための方法及び取組の状況等を示しながら、法科大学院運営委員会において、随時報告されている。このことにより、運営委員会構成員各自は、本法科大学院の直面している諸課題に対して問題意識を共有することができるようになっている。

また、本法科大学院を専攻として抱える東北大学大学院法学研究科では、評価結果に基づき教育の質の向上、改善に結びつけるため、評価改善委員会をはじめとする諸委員会の体制を整備している。

評価改善委員会は、評価に止まらず、改善をも明示的に自己の任務として掲げた画期的な組織である。当該委員会は、研究科長がオブザーバーとして加わり、副研究科長が委員長となっており、関係する諸委員会の長から構成されているものであるが、その構成員の中には、法科大学院評価広報委員会委員長も含まれている。評価の結果を受けた改善を実施するためには、予算措置を伴うものが含まれることが考えられるが、そのような課題については、法科大学院が単独で対処するには様々な点で限界が存在する。評価改善委員会の存在は、そのような困難な問題について、法学研究科全体として、実効的かつ機動的に対処することを可能にするものとして、本法科大学院にとっても極めて重要な存在となっている。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9 - 2 - 4 に係る状況）

本法科大学院では、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広く、高い識見を有するものと考えられる弁護士等の実務家に対して、みなし専任教員あるいは非常勤講師として授業科目を担当することを依頼しているが、その際、当該実務家に対して、本法科大学院における教育活動等の状況について、資料等を活用しながら、直接説明すると同時に、授業科目のあり方等について、教育課程全体を見据えた提言を頂戴するよう努めている。

ただし、現在のところ、本法科大学院では、本法科大学院の行った自己点検及び評価の結果に関する外部者による評価・検証を制度的に実施するにはいたっていない。本法科大学院としては、法科大学院修了生を受け入れることとなる裁判所、検察庁、弁護士会に対して、本法科大学院における教育活動等の状況、特に、実際の授業科目の内容、授業の実施方法等について、意見を聴取し、それを種々の改善方針に取り込む必要性があることについては深く認めているところであり、今後、在仙のそれら機関に対して、積極的に、評価結果の検証を求めていくよう、その方法等につき検討しているところである。

9 - 3 情報の公表

基準 9 - 3 - 1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下に、評価・広報委員会を設け、当該委員会を中心に、本法科大学院の目的、教育理念、教育課程全般、授業科目担当教員、在学生の本法科大学院についての意見等を掲載した法科大学院用のパンフレットを作成すると同時に、専用のウェブサイト进行することにより、教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができるよう、積極的に情報を提供するように努めている。

また、本法科大学院では、平成 17 年度から、年に 1 度、法科大学院のオープン・キャンパスを実施し、本法科大学院の入学希望者のみならず、広く社会に対して、法科大学院の教育方法等について、周知する機会を設けることとした。平成 17 年度のオープン・キャンパスは、7 月 3 日(日)に実施され、74 名の参加者があった。

さらに、本法科大学院を専攻として抱える東北大学大学院法学研究科は、法科大学院に関する教育活動等に関する記述をも含む『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』を 2 年に 1 度発行している。当該冊子は、関係諸大学に送付されるとともに、その内容は法学研究科のウェブサイトに掲載されており、本法科大学院の教育活動等の状況の広く社会に対する公表に寄与している。

基準 9 - 3 - 2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

（基準 9 - 3 - 2 に係る状況）

本法科大学院では，法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書として，「東北大学法科大学院年次報告書」を作成し，毎年度，法科大学院のウェブサイト上で公表することとしている。上記報告書においては，（１）設置者，（２）教育上の基本組織，（３）教員組織，（４）収容定員及び在籍者数（５）入学者選抜，（６）標準修了年限，（７）教育課程及び教育方法，（８）成績評価及び課程の修了，（９）学費及び奨学金等の学生支援制度，（１０）修了者の進路及び活動状況が記載されている。

上記報告書の特徴として，（２）教育上の基本組織について，カラーの図表を用いることにより視覚的にその内容を把握できるように留意していること，（８）成績評価及び課程の修了において，成績評価の客観的基準や再度の試験のあり方などについての詳細を明示していることなどを挙げるができる。

9 - 4 情報の保管

基準 9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について，適宜，調査及び収集を行い，適切な方法で保管されていること。

（基準 9 - 4 - 1 に係る状況）

本法科大学院においては，教育活動等の自己点検・評価を，客観的資料に基づいて適正に行うことができるようにするために，基礎となる資料を，法科大学院運営委員会の下に置かれた各種委員会及び法科大学院に関する事務部門を中心に，積極的に，調査・収集すると同時に，自己点検・評価終了後，その結果について，客観的資料を示しながら，第三者による評価を受けることを可能とするために，上記評価の基礎となった各種資料をファイルとして綴じるなどして保存することとしている。また，それら資料のうち，時間の経過と共に，保存状態の劣化が懸念されるものについては，適宜，電子データ化して保存することにより，適切な保存状態を維持できるように努めている。上記資料に，基準 9 - 2 - 1 に規定された自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9 - 3 - 2 に規定された公表にかかる文書が含まれているのは当然である。

なお，本法科大学院では，上記資料の保存期間について，現在のところ，特に規程を設けていない。ただし，自己点検・評価や自己点検・評価の結果に関する第三者による評価については，評価を受けた後，5年後には，再び自己評価，第三者評価を行う必要があると考えられるため，評価を受けた後，最低5年間は保存する必要があると考えており，そのための規程の整備について検討を行っているところである。

上記のように，本法科大学院の資料の保存方法は適切なものであり，評価機関等の第三者が評価を行うため，必要な資料の提示を求めた場合には，速やかに提出することができる状態になっているといえる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

まず、管理運営面に関する本法科大学院の優れた点として、第1に、法科大学院の管理運営を適切に遂行するための事務体制として、法科大学院の管理運営に重点をおく専門職大学院係を設けていることを挙げることができる。法学部及び研究大学院に関する諸事務を取り扱う部門と法科大学院（及び公共政策大学院）の諸事務を取り扱う部門とを別個に設けることにより、事務の効率化が図られることは当然であるが、学生にとって「顔の見える身近な事務職員」との親近感が生まれ、学生生活上において生じる様々な手続き的な問題について、適時に相談することができるようになっている。

第2に、本法科大学院に対して設置者である東北大学が、過去2年間、総長裁量経費を交付することにより、法科大学院の教育活動を支援し、国立大学法人としては比較的恵まれた環境整備（図書室の整備、自習室の確保など）を行うことが出来た点を挙げることができる。

次に、自己点検及び評価に関する優れた点として、各種委員会を整備し、法科大学院における教育活動等における諸問題を点検し、対応を図る体制が整えられていることを挙げることができる。特に、カリキュラム等委員会及び入試委員会の活動は極めて活発であり、教育活動面における実情・問題点の把握については、他大学と比較しても優れているはずであると自負するところが大きい。

さらに、情報の公表に関する優れた点として、オープン・キャンパスを実施していることを挙げることができる。これは、法科大学院における教育活動等を実際に体験してもらうものであり、これにより、本法科大学院の教育方法、教育目的などを、広く社会の人々に実際に体験してもらうことが可能になっている。

(2) 改善すべき点

まず、管理運営面に関する本法科大学院の改善を要する点として、これまでの設備面の整備は、総長裁量経費を中心に行ってきた点を挙げなければならない。当該経費は臨時の課題に取り組むためのものであるもので、安定した管理運営及び設備等の整備を推進するためには、より着実な予算項目が整備されるよう東北大学に働きかけていく必要がある。

次に、自己点検及び評価に関する改善を要する点として、自己点検及び評価の結果に関する外部者による検証の実施の必要性を挙げることができる。平成18年度以降、本法科大学院の修了生を受け入れた裁判所、検察庁、弁護士会等に対し、上記検証についての協力を仰ぎ、教育活動等が独善的なものにならないよう配慮していく必要がある。また、卒業生に対しても積極的に意見聴取を行い、内部にいた者が外部に出たことによつて気づいたことなど「生の声」を取り入れていくことも必要であると認識している。

さらに、情報の公表に関する改善を要する点として、ウェブサイトの充実を挙げることができる。本法科大学院のウェブサイトについては、更新の頻度が低いとの指摘があるところであり、適時に適切な情報を発信する必要があると考えているが、その整備のための財政的基礎の確保など、課題が少なくない。

第10章 施設，設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本法科大学院の収容定員は300名であるが，本法科大学院においては，講義室4室（収容人員60名程度。1室は模擬法廷教室も兼ねる），演習室9室（収容人員20名程度），ローヤリング用相談室2室を備えており，法科大学院において提供されるすべての授業を，支障なく効果的に実施できるだけの規模，質を持った教室等が確保されているといえる。

本法科大学院では，常勤専任教員（24人）すべてに個室が与えられ，研究・教育活動のためのスペースを提供している。研究者教員は，東北大学川内キャンパスに研究室を有するが，法科大学院のある片平キャンパスにも教員控室3室も設けられており，授業の準備等を行うことができるよう配慮されている。非常勤教員については，非常勤講師控室（座席2席）を設け，授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるように，机・椅子，六法類，パソコン（3台）を設置している。

本法科大学院では，基準7-1-2で述べたオフィス・アワー制度の円滑な運用を図るためのスペースとして，面談室1室を設けている。

本法科大学院では，すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うため，専門職大学院係室と資料室1室を設け，十分なスペースを確保している。

本法科大学院では，基準10-3-1で規定される図書室（法政実務図書室）に備えられた図書資料を有効に活用して学習することが可能となるように，図書室と同じ棟内にも自習室が設けられ，それ以外の棟に設置してある自習室を含めると17室，293名分の座席を自習スペースとして確保している。自習室のある建物入口は，学生に貸与されたカードキーによる入室管理が行われ，24時間利用することができる。

上記法政実務図書室を含む各施設は，法科大学院の専用ないし同じく法学研究科の公共法政策専攻（公共政策大学院）と共用とされており，法科大学院の研究室担当教員がその管理を行い，公共法政策専攻の担当者と調整をしながら，その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況を確保している。

10 - 2 設備及び機器の整備

基準10 - 2 - 1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10 - 2 - 1に係る状況)

本法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するため、視聴覚機材として第1講義室にプロジェクター、ビデオ上映機器を導入したほか、講義等の行われる講義棟及び学生の自習室が設置されている法政実務研修棟では、無線LANを利用することが可能となっている。また、法政実務図書室にパソコン2台とコピー機2台、教員用コピー室にコピー機2台、学生用コピー室にコピー機7台(内1台は私費コピー用)、パソコン室にパソコン18台及びプリンタ5台をそれぞれ設置している。

次に、少人数による双方向授業を効果的に行うために、各講義室にワイヤレスマイクを複数本用意し、教員の質問に答える学生の声が、マイクを通じて教室全体に届くよう配慮している。

また、TKCによる教育研究支援システムを導入し、教員・学生がともに大学内外から各種法律データベースにアクセスすることができるようにするとともに、授業や教務事務関係の連絡事項を入力・確認できるようにしている。

なお、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する講師(法科大学院所属)の援助を得ることができる。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本法科大学院の図書館は、法学研究科の公共法政策専攻(公共政策大学院)と共用(法政実務図書室)であり、両者が共同して管理して、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

本法科大学院の図書館には、図書館司書の資格を持つ職員1名と事務職員1名が配置され、午後5時から7時までの開室時間には、専門職大学院所属の助手を配置し、その勤務時間を調整して対応している。また、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する講師(法科大学院所属)の援助を得ることができる。

法政実務図書室の開設にあたっては、東北大学名誉教授、仙台地方裁判所元所長、仙台弁護士会元会長の蔵書の寄贈を得て、時代・法分野の両面で多様性に富んだ図書・資料を入手するとともに、各種法分野における最新の教科書・演習書に至る書籍を配架し、教員らによる教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられている。

なお、教員及び学生は、必要に応じて、川内キャンパスにある東北大学附属図書館や法学部研究棟内にある法学部図書室を利用することができ、法科大学院入学時のオリエンテーション時に案内を行っている。

法政実務図書室では、学生証を提出させて、入退室の管理を行うとともに、所蔵する図書及び資料の貸借について規則を定めて、その適切な管理及び維持に努めている。なお、できるだけ多くの学生による図書利用を可能とするため、貸出期間を貸出日の翌日の昼12時までとしている。

東北大学附属図書館のサービスとして、オンラインでの現物貸借や複写依頼申込が可能となっている。その手順を含めた図書(室)利用上の質問については、法政実務図書室の職員が適切に対応しており、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられている。入学時のオリエンテーションにおいて、法政実務図書室の使用等に関するガイダンスを実施し、学生が図書室を効率的に利用できるよう、配慮している。

法政実務図書室には、閲覧室を設け、所蔵する法律データベース(52種類)を検索するためのパソコン2台とプリンタ2台、コピー機2台が設置され、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器を整備している。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

優れた点は、まず、本法科大学院の運営に必要な十分な専用の教室、自習室等を、年次進行に従って、順調に整備してきていることである(自習室については、平成17年度においては、学生全員に対する固定席制は実現できなかったものの、平成18年度にはその実現の目処がついている。また、1学年の定員100名を収容する教室の確保も課題であるが、これも本法科大学院専用ではないものの、平成18年度に確保することができた)。本法科大学院の立地も、仙台高裁・地裁、仙台高検・地検、仙台弁護士会に近いことから、裁判傍聴や施設訪問等の実施に伴う学生への負担も小さく、法律実務へのアクセスの容易さという点で望ましい環境が確保されている。

また、自習室について、本法科大学院開設当初より24時間利用の可能な体制を整備していることも特筆に値する。本法科大学院での学習にあたって十分な予習・復習は不可欠であり、長時間、学習に集中できる環境が整備されていることが重要と考えるからである(無線LANの利用により、TKCの提供するデータベースにアクセスし、自習室座席で資料を検索することも可能である)。

さらに、大学の附属図書館や法学部図書室とは別に、本法科大学院における教育の中核ともいべき法政実務図書室を片平地区に新設し、教科書、論文集、大系、講座や基本的な雑誌類、データベース類の充実に努めるとともに、東北大学にゆかりのある仙台市内の複数の実務法曹から多数の蔵書の寄贈を受け、短期間のうちに、学生の需要に十分応え得る質・量を持った図書室を整備するに至った(学生は、もちろん附属図書館、法学部図書室も利用することができる)。

(2) 改善を要する点

法科大学院の教室は、従来の建物を改装することによって整備されたものであり、もともと教室としてつくられたものではないため、第1講義室、第2講義室は若干ではあるが縦に長すぎるため、法科大学院の双方向形式の授業に最適とはいえないこと、第4講義室では、横長に座席を配置することによって、授業時の、より緊密な雰囲気醸成しているが、左右の端の席からは黒板の字が見えにくく、教員の黒板利用を制約する結果となっていることなどが挙げられる。例えば、扇状に広がる階段教室や専用の法廷教室などの新設は、今後の重要な課題であるが、予算確保の点で、近い将来における実現は困難といわざるを得ない。